


所管部課	市民部 産業振興課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市観光キャラクター「うまべえ」の使用に関する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例	東大和市産業振興基本条例		
	規則	東大和市産業振興基本計画		
	部課 機関			
<p>1. 要旨</p> <p>「うまべえ」のデザインは、主管課が定めた「使用基準」に基づき使用されてきたが、東大和市産業振興基本計画における「キャラクターを活用したPRの推進」を図る上で「うまべえ」の使用に関する明確なルールを策定する必要があるとともに、広く住民や事業者に周知を図ることが重要であるため、上記事業の要綱を制定するものである。</p> <p>なお、現に「使用基準」に基づき使用の承認を受けている者は、本要綱の規定により使用の承認を受けた者とみなし、当該使用の期間については本要綱の規定に関わらず、使用の承認を受けた日から市長が定める日までの期間とする。</p> <p>(1) 主な内容 本件は、市内の事業者等がキャラクター「うまべえ」のデザインを使用するにあたり、その使用に関して必要となる事項を定めるものである。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 市民や市内事業者がキャラクターを活用することにより、観光資源に関心を有する市民の増加と、当市の知名度の拡大及び好感度の向上が図られる。</p> <p>(4) 関連処理 本要綱の制定に伴い現「使用基準」については、平成28年3月31日をもって廃止とする。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>要綱案文については、文書課の事前審査済</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、すみやかに制定事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。